

新型コロナウイルス感染症にともなう登校停止措置のガイドライン 210920 改訂

湘南工科大学新型コロナウイルス感染症対策本部

以下の1～7のいずれかに該当する場合は、指定の期間を登校停止とし、大学構内への入構を控えていただきます。授業欠席への特別対応を受けるために、必ず対策本部にメールで連絡してください。

1. **本人の感染**：PCR検査で陽性が確認された場合
(ア)担当医あるいは保健所等によって、他者に感染させる危険がないと判断されるまでの期間。
2. **本人の感染疑い1**：発熱、咳、倦怠感、呼吸困難、味覚障害、嗅覚障害などの自覚症状がある場合
(ア)医師によってコロナ感染では無いと診断された上で、症状が治まるまでの期間。
3. **本人の感染疑い2**：感染者の濃厚接触者に認定された場合
(ア)保健所等から自宅待機あるいは行動制限を指示された期間。
4. **本人の感染疑い3**：同居の家族など身近な人の感染が強く疑われている場合
(ア)その人がPCR検査等でコロナ陰性であることが確認できるまでの期間。
5. **海外からの帰国者**
(ア)定められたルールに示された行動制限期間。
6. **公的な行動制限措置**：居住する地域がロックダウンの対象となるなど
(ア)居住する自治体の長から発出された行動制限に、本学への登校が含まれるものと判断された場合、指示された期間。
7. **その他**
(ア)新型コロナウイルス感染症に関連する上記以外の理由で、医師や専門機関等から外出等を控えるよう指示された場合、指示された期間。

※注：登校停止にともなう対面授業欠席に関する扱い

- 上記項目のいずれかに該当する場合は、受講している対面授業の欠席を公に認め、担当教員の責任で相応の学修補填をおこなうものとする。
- この特別対応を受けるためには、以下の手続きが必要となる。
 - 対策本部にメールで連絡し、登校停止に該当することの確認を得る。
 - 自分から各授業の担当教員に所定の方法で連絡し、登校停止措置を受けた旨を伝え、対応について相談する。
- 出欠Web登録システム上での扱いは、「他」とする。

以上